

そろいろ通信 11月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



皆さまいかがお過ごしでしょうか？ 一気に寒くなり、外出するときには、上着がほしいですね。

11月は私の●歳の誕生日なのですが、子ども達がちょっと早いけど、といて私の誕生日会を開いてくれました。中学生と小学生ですので、さすがに昔やってくれたような部屋の飾りつけこそありませんでしたが、準備の途中、「絶対こっちに来て見たらあかん」と言いながら、料理を自分たちで考えて作ってくれました。プレゼントもお父さんと子供達で事前に用意してくれていて、本当にうれしい時間でした(*^^)



しぐさで見抜く相手のホンネ



人との関わり方が繊細になってきている現代では、会ったときにいかに短い時間で相手の本心をつかみとれるかが、良好な人間関係を築くためにとても重要です。参考にしてみてください(^.^) (扶桑社文庫、匠 栄一監修から抜粋)

相手がコーヒーをかき回し始めたら…？

職場の人が電話しながらメモに意味のない落書きをし始めた、ペン回しを始めた、食堂で話しているとお箸の入っていた袋を折りたたみ始めた、喫茶店で話しているとコーヒーをかき回し始めた…これらは、それまでの状態が退屈になってストレス解消のために無意識に行われる行動です。実際には落書きや指を動かしたからといって、そう大きな効果はないのですが、相手はおそらく心ここにあらずで退屈しているか、あなたに不満を抱いているかいずれかでしょう。こういったときは、何かをして無理に関心をこちらに向けさせるのではなく、さりげなく話題を変えたり、場所を移すなり、その話を終えるなりして相手をリラックスさせてやるとよいでしょう。

★これで完璧！ 10月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

10月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、11月12日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

10月分の社会保険料・児童手当拠出金を 11月30日までに納付。

☆9月決算法人の確定申告と納税☆

9月決算法人の確定申告と納税、3月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 11月中の決算応答日までです。

☆年末調整書類の配布と回収☆

そろそろ年末調整の書類を各従業員へ配布し、早めに回収、書かれた内容に間違いや漏れがないか、必要な証明書類が付けられているかなどをチェックしていきましょう。



年末調整の内容を確認しましょう

そろそろ年末調整の時期になります。年末調整の作業を外部に委託している場合であっても、書類の整理やチェックなどの準備作業は社内でしっかりしておく必要がありますので、その内容を確認しておきましょう。

●扶養控除等（異動）申告書をチェック

ここでは、本人・家族といった“人”に関する情報が記入されます。本年12月31日の状況でもって年齢・所得金額を判断します。“所得”金額と“収入”金額をごっちゃになっているケースが多いので、書かれている金額がどちらなのかきちんと本人に確認していきましょう。

●配偶者特別控除申告書兼保険料控除申告書

配偶者については、配偶者控除か配偶者特別控除かのいずれかしか受けられませんが、扶養控除申告書と配偶者特別控除申告書の両方に名前が書かれることはありません。保険料については、今年から“介護医療保険料控除”が新たに加わりましたので、保険会社が発行した控除証明書をよく確認して、申告書の記載欄に従って記入してあることが大切です。

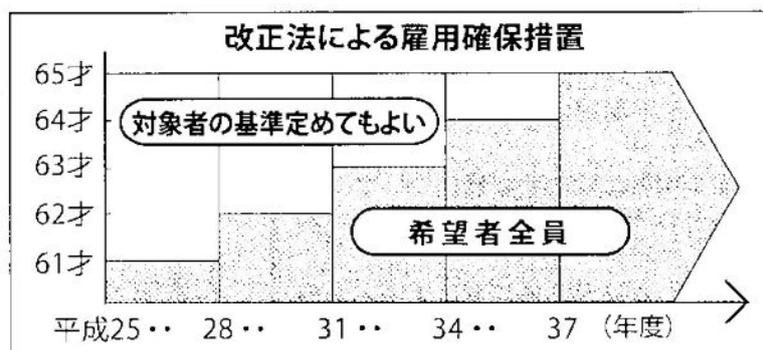
来年4月より、“希望者全員”の継続雇用を義務化 (高年齢者雇用安定法)

「高年齢者雇用安定法（以下、高年法といいます）」の改正案が成立し、9月5日に公布されました。平成25年4月より段階的に施行されます。

高年法では、定年の引き上げや継続雇用制度の導入などにより65歳まで雇用を確保するよう企業に義務付けています。ただし、現行法では、労使協定で継続雇用する対象者として「過去0年の人事評価がB以上の人」などといった基準を定めておれば、その基準に当てはまらない人は、継続雇用しなくても構わないことになっています。

今回の改正では、この規定を廃止し、希望者全員65歳までの雇用することを義務付けることになりました。そもそも65歳までの雇用確保は、老齢厚生年金の支給開始年齢が徐々に引き上げられていることから、60歳の定年後、無年金・無収入になる人が出ないようにと設けられたものです。男性の場合、平成25年度以降は老齢厚生年金の報酬比例部分の支給が61歳以降に引き上げられますが、上記の継続雇用制度の基準を満たせない人は、無年金・無収入になってしまうため、今回の改正はこうした事態を防ぐためになされたものなのです。

ただし、“希望者全員”を継続雇用するのも、来年の4月から一気に実施されるのではなく、年金支給年齢に合わせて適用できるよう、段階的に実施されます。まずは、平成25年4月以降、61歳までは希望者全員を継続雇用する義務がありますが、61歳を超える人については、従来の労使協定で結んだ基準に該当する人だけを対象にできます。（下記の表）



なお、違反した企業が、行政の勧告にも従わない場合は、企業名の公表が行われることとなります。企業にとっては、人件費の増加も懸念されます。

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

